

平成29年3月23日 市政記者クラブ提供資料

大日本住友製薬株式会社の機能集約に伴う

鈴鹿工場への新規投資について

産業振興部産業政策課

○目的

大日本住友製薬株式会社鈴鹿工場の機能集約に伴う新規投資について、鈴鹿市工業振興条例に基づく工場設置奨励金を交付する。

○投資内容

①製剤機能集約に伴う品目移管対応及びがん治療薬包装設備新設

- ・茨木工場製造中の品目を移管するための新規設備購入及び改造の為の投資
- ・がん治療薬包装用の新規設備購入
- ・いずれも既存建屋内の設置又は改造にて対応
- ・2017年4月以降順次稼働予定

②物流倉庫建設

- ・建築面積約800㎡、地上1階建を新規に建築
- ・鈴鹿工場で製造している一部品目の専用配送センターとして、全国医薬品卸への配送機能を担う。
- ・2017年7月稼働予定

○投資額

587,400,000円（予定）

○雇用

5名以上

○鈴鹿市工業振興条例の利用について

この投資に伴い工場等設置奨励金の申請を受理

平成28年4月に改正した条例を基に、成長産業特例のヘルスケア関連分野として申請され、期間が5年から6年に延長、限度額を3億円から5億円とする。

裏面へ

○会社概要

大日本住友製薬株式会社

代表取締役社長 多田 正世

資本金 224億円（2016年12月31日現在）

従業員数 3,615名（2016年12月31日現在）

事業内容（連結）

医療用医薬品，食品素材・食品添加物，動物用医薬品，診断薬等の製造および販売

鈴鹿工場

設置年月 昭和43年10月

鈴鹿工場長 橋本 保高

所在地 三重県鈴鹿市安塚町1450（〒513-0818）

敷地面積 199,206㎡

従業員数 293名（正社員のみ 2016年12月31日現在）

鈴鹿市の産業支援制度について

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課

○工場立地に関する奨励措置

工場等設置奨励金

- 対 象：**ア 製造業、運輸業（加工、組立て及びこん包を伴うものに限る。）又は情報通信業の用に供する施設
イ アに掲げる業種に係る研究又は開発設計に必要な施設
ウ 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 4 項に規定する循環的な利用に必要な施設

要 件：公害を防止する為の適切な措置が講じられており、次の投資額及び常用被雇用者数を満たす場合。

	投資額	常用被雇用者数
新設	3 億円以上(1 億円以上)	10 人以上
増設（製造業）	1 億円以上(3 千万円以上)	5 人以上
増設（研究開発事業）	5 千万円以上	要件なし
移転	全部廃止・・・新設 一部廃止・・・増設の規定を適用	

()は中小企業の要件

奨励内容：対象となる施設及び設備に対する固定資産税額を納付した翌年度から 5 年間（用地取得助成金の交付を受けるものは 3 年間）交付する。（限度額は他の助成金とあわせて 3 億円）

特例（1） 成長産業特例

- ・次世代自動車関連分野・・・期間を 6 年間（用地取得助成金の交付を受けるものは 4 年間）、限度額を 10 億円とする。
- ・航空宇宙関連分野・・・ 期間を 6 年間（用地取得助成金の交付を受けるものは 4 年間）、
- ・ヘルスケア関連分野 限度額を 5 億円とする。

特例（2） 友好都市特例

海外からの進出企業のうち、友好都市の所在する国（アメリカ・フランス）からの進出する企業については、期間を 6 年間（用地取得助成金の交付を受けるものは 4 年間）にし、限度額を 5 億円とする。

用地取得費助成金

対 象：工場等などの新設・増設に対して用地を取得する事業者

要 件：工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた工場等を設置するに当たり、当該工場等敷地として 9,000 ㎡以上の用地を取得し、かつ 2 年以内に着工した場合。

奨励内容：当該用地に係る取得費を基準に、次表の額を操業開始の翌年度から 3 年間に分割して交付する。（限度額は工場等設置奨励金と合わせて 3 億円）

取得面積	助成金の額
9,000 ㎡以上	用地取得の 10%

利子補給金

- 対象**：工場等の生産施設及び設備（用地を含む）の新設・増設に対して、金融機関からの資金の借入れを行う事業者
- 要件**：工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた中小企業者で、金融機関から資金の借入れを行った場合
- 奨励内容**：金融機関から借入れた投資額に係る支払利子を基準として、操業開始の日から3年間（9月末日を基準日とし、前1年間に支払った利子について翌年4月以降に）交付。（限度額は1千万円）

雇用奨励金

- 対象**：工場等の新設・増設に対して、市民又は本市に転入した常用被雇用者を雇った事業者
- 要件**：工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた場合
- 奨励内容**：事業者が雇用者数認定期間（当該工場等の設置に係る操業を開始した日を含む90日前から当該操業を開始した日の翌日から180日後までの期間をいう。）に新たに雇用了市民又は本市に転入した者であつて、常用被雇用者であるものの数に30万円を乗じて得た額を交付する。（限度額は5千万円）

緑化推進助成金

- 対象**：工場等の新設・増設に対して、敷地面積の15%以上の緑化推進を行った事業者
- 要件**：工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた場合
- 奨励内容**：当該緑化の植栽に直接要した経費の30パーセント以内の額とする。ただし、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場は、交付の対象としない。（限度額は3百万円）

問い合わせ先

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 TEL059-382-9045

E-mail sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

<http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/annai/shien/index.html>

その他中小企業様の現場や管理などの困りごとに関する支援を行っています。